

指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の
入所定員に関する条例改正について

1. 趣旨

指定介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）の入所定員について、宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に「30人以上とする」基準を追加し、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）の入所定員について、宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に「29人以下とする」基準を追加するもの

2. 内容

	指定介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)
入所定員の根拠	介護保険法第8条第26項 「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第25条の5に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が <u>30人以上</u> であるものに限る。以下この項において同じ)	介護保険法第8条第21項 「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第25条の5に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が <u>29人以下</u> であるものに限る。以下この項において同じ)
条例化の根拠	介護保険法第86条 (指定介護老人福祉施設の指定) 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が <u>30人以上</u> であって都道府県(政令指定都市及び中核市を含む)の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて行う。	介護保険法78条の2 (指定地域密着型サービス事業者の指定) 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が <u>29人以下</u> であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、(中略)行い(以下省略)
改正の条例案	宇都宮市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に「法第86条第1項の条例で定める数は30人以上とする。」の条文を追加する	宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に「法78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。」の条文を追加する
理由	例えば、「31人以上」と規程すると、30人定員の特別養護老人ホームの整備や指定等が不可能となるため	例えば「28人以下」と規程すると、29人定員の地域密着型特別養護老人ホームの整備や指定が不可能となるため
スケジュール	3月議会へ諮り、施行は公布日からとする。	